昭雪

和

t.

华

十

月二十

日

金

曜

日

第

Ŧ

Ξ

百

六 號

本書ノ 大キサ

ハ國定規格Aδ

判

● カーバイト需要者團体指定	● 度量衡器計量器第一種取締執行	● 組合長選任認可	合長 同副長選任認可	● 製パソ加工賃協定價格認可	● バケツ販賣價格指定	指定	目次。	
品名・牧ノー・肥ノー・東ノ格	枌ノ最高販賣價格	鳥取縣知事	昭和十七年十一月二十日	左ノ通指定ス	價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル粉ノ最高販愛價	◆鳥取縣告示第七百二十九號	告示	
單位製造		土肥			年縣ニ於ケル	號	C TOTAL DE LA COMPANSION DE LA COMPANSIO	and the second s
製造業者最小賣業者是		*			粉ノ最高			
文業者	2 .	Ż			販賣價			

杉枌 品名 規一 枚/規 規一 把ノ 規一東格ノ 單位 束 高販賣價格 二,圓 九 高販資價格 二二三〇

貣

同 三寸以上一尺以上 同 長八寸巾長八寸上 同 長八寸巾長八寸上 フッルモ 词 六七 八四

鳥取縣公報 火每 金過 曜日 發行 時休 八日 翌二日當 IV 第昭 千 三 百 八 十 六十號日

第昭 三利

一種 郵 便物認可

栗枌

同

=

一九

Ę

25

取

縣

公

報

司

同

(第三種郵便物認可

陸稻粳籾 同 五

四〇

同

本表價格ハ賣主庭先渡價格トス 陸稻糯籾

1七、三〇

五入スルモノトス 小量賣ニ依リ合算額ニ錢位未滿ノ端敷ヲ生ジタル場合ハ四捨

◆鳥取縣告示第七百三十一

テハ本表價格ヲ適用ス

一束ノ内一枚ノ巾三寸未滿ノモノ十枚以内混入セ

n

ŧ

1

=

付

本表價格ハ賣主店先渡價格トス

最高販賣價格左ノ通指定ス 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルバケ ツノ小賣業者

昭和十七年十一月二十日 鳥取縣知事

土

肥

米

之

平板製品

(單位一箇)

内 口 徑 深

容

量

賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル千葉縣產種籾ノ販

◆鳥取縣告示第七百三十號

割合ニ依リ算出シタル額ノ二割引ト

ス

本表規格ト異ナルモノニアリテハ本表價格ヲ基準トシテ体積

內 底 徑

0七 九六 一八

)〇、三八同 〇、三三同 〇、四三同 入五

二一七粍 九〇粍 原 〇、二七粍以上 板 厚 高販賣價格小賣業者最

入立 二四〇

艺

七圓

極子用水稻糯籾

四半

種

單位

最高販賣價格

備

考

千葉縣產種籾ノ販賣價格

鳥取縣知事

土

肥

米

之

٨ = 立. 二四〇粍 1110七 二七粍 二五

一 九 〇耗

内 口 徑

梁 内 底 徑 原 板

横筋三本以上ヲ施シタルモノ、價格トシ補强横筋三本以上ヲ施サ 本表價格ハ原板ノ厚〇、三二粍以下ノモノニ在リテハ胴體ニ補强

八

本表價格ハ賣主店先渡價格ト

ノ公差ヲ認ムルモノトス

ヾルモノハ本表價格ノ一○錢下ゲトス

亜鉛メツキ製品

(單位一箇)

◇鳥取縣告示第七百三十二號

厚

高販賣價格小賣業者最

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル靴裏金ノ最高販賣

價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

容

量

00243

_ =

三〇七

二五

)〇、三八同)〇、三三同 O'T'七同

粍以上胴鐵板ト同等以上ノ鐵板ヲ折曲ゲタルモノ

補强底輪へ幅二〇粍以上二六番以上ノ鐵板ノモノ又へ幅二五

耳ダルマハ二〇番以上ノ鐵板ノモノトス

一、一九 ての人

五

釣手トス

〇、四三同

一、四一

七 六

前各表中ノ規格ハ容量ニ差異ナキ限リ各寸法ノ百分ノ五以内

(0~111111同 (〇二)七粍以上

1 国

1、六0 一、四一

〇二三同 (〇、二七同 一、七一

前各表價格ハ釣手及補强底輪附ノモノ、價格トス 底金大、

靴裹金最高販賣價格

品

單位

小賣業者最高販賣價格

以上ノパイプトシ塗裝ヲ施ジ木管握附ノモノ)鐵線釣手(二二 裝ヲ施シタルモノ)パイプ釣手(二二番以上ノ鐵板ヲ直徑七粍 鐵線ニ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノン木製釣手又ハ竹製

小形底金

同

最

小

同 同

錢錢

鏠

中及小

箇

29

釣手ハ溝釣手(幅一八粍以上二〇番以上ノ鐵板ヲ溝型トシ塗

角鋲

Ξ

昭和十七年十一月二十日

鳥

取

縣

公

第千三百八十六號

(第三種郵便物認可)

 \equiv

右價格ハ打賃込價格トス

00211 ゲトス但シ總額ニ於テ厘位ヲ生ジタル場合ハ錢位ニ繰上グルモ 右價格ハ一級品ノ價格ニシテ二級品ノ價格ハ右價格ノ二割下

會ノ檢査ニ依ルモ

一級品、二級品ノ區分ハ日本鍜鑄鐵工業組合聯合會靴底金部

◇鳥取縣告示第七百三十三號

構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額 第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

鳥取縣西部パン工業小組合

(1)

組合ノ名稱及地區

(P) 地 甌 米子市、西伯郡、日野郡一圓

組合員タル資格

土 肥 米

之

地區内ニ於ケルパン ノ製造業者

(

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルペキ額及其ノ實施 ノ日

(1)

製パン加工賃

重量一貫五百匁渡シ 小麥粉一貫ニ付製パン出來上リ

外ノ材料燃料等ヲ含ミタルモノトス 十五個ノパン(砂糖ナシ)ト爲ス最髙加工賃ニシテ小麥粉以 右加工賃ハ小麥粉一貫匁ノ提供ヲ受ケテ之ヲ七十五個乃至八

(P) 實施ノ日

昭和十七年十一月二十日

29 認可ニ附シタル條件

價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベ

(ロ)(イ) 認可加工賃及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

◇鳥取縣告示第七百三十四號

東伯郡社村横田第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セ

合 長 長谷川 喜一郎 00245

昭和十七年十一月二十日

東伯郡社村大字横田

鳥取縣知事

土

肥

米

之

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

士:

肥

之

氏 *

番免 許 號證

住

郡同村大字同所 田 中 龜

> 六六 五七

東伯郡倉吉町大字巖城四百參拾四番地 岩美郡米里村大字西大路拾八番屋敷

鳥 Щ

313 根

田

仁 謹 臌 雄 名

日野郡溝口町大字莊百貳拾壹番地

組合副長

郡同村大字同所

同 組合副長

大 場

憲太郎

◇鳥取縣告示第七百三十七號

◆鳥取縣告示第七百三十五號

東伯郡赤碕町耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セ

十日付認可セリ

昭和十七年十一月二十日

日野郡畜産組合長木村利太郎辭任ニ付左記ノ通選任ノ件十一月二

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

野郡日野上村大字矢戶七拾四番地

喜入郞

鳥取縣知事

土

肥

米

之

東伯郡赤碕町大字赤碕

組合 長 浦 邊 龍

◇鳥取縣告示第七百三十六號

昭和十七年十一月十六日左記ノ者ニ對シ動力籾摺業免許證下付セ

治

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通異動アリタ ◇鳥取縣告示第七百三十八號

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

肥 米 之

(第三種郵便物認可)

第千三百八十六號

取

縣

公

昭和十七年十一月二十日

取

縣

公

00246 伊賀 乗岡大東伯郡由良町大東伯郡由良町大東の田田一三ノニ 舊診療所所在地 字魚町 東伯郡倉吉町大 明治町 一、〇二五ノー 明治町 新診療所所在地 五一六

藤川

政男

移診療師

◇鳥取縣告示第七百三十九號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動ア

IJ

Ŗ

昭和十七年十一月二十日

中 廢吉 名 移診 療 轉所 事異

田

氏

二岩昭 月七昭 年異 十二年和 十年和 月 日月十 日十十 日動

同志月七日 同志月四日日 同土月五日

同同同同同

倉 米 津ノ井 面 宇倍野村 村村村村

同同同同同

◆鳥取縣告示第七百四十一號

指定ス カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ 日 需要者ノ 團体左ノ通

昭和十七年十一月二十 鳥取縣知事

土

肥

米

之

鳥取縣輕車輛工業組合鳥取縣野銀冶工業組合 鳥取縣鐵工統制工業組合鳥取縣機械加工修理工業組合

鳥取縣熔接工業組

告

都市計畫事業ニ伴ヒ測量又ハ檢査ノ 爲左ノ通土地立入ノ件許可ス

丰 種 子

昭和十 七年十一月二十日 土 肥 * 之

市

計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事

土

肥 檢

*

之 所

度量衡法施行令第十四條ニ依リ岩美郡成器村外六ヶ村度量衡器、

◆鳥取縣告示第七百四十號

日野郡溝口町大字溝口 日本赤十字社鳥取支部病院鳥取市西町

田

義 多榮子

次

退職 死亡

十昭九昭 月和月十二十七十二十七日 日年日年

所

所

在

地

名

異動事項

異動年月日

鳥取縣知事

土

肥

米

期地

昭和十七年 檢查期日

至午後三時自午前九時

成器村、

大茅村

| 查場 | 成器村特設度量衡檢

檢查時刻

檢

査

區

査

場

立立事 起入 n べ 區域別者縣知事 至自米米 十八年三月卅一十八年三月卅一 HH

を收め、 「あるが、 戦はまさにこれからである。 海軍の實務は盆

00247

彙

報

々重大となつた。

青

少

年よ海軍に

志願

せ

これを護るは日本靑少年の重任海軍の活動舞臺は斷然擴大した

見として健闘し、國防第一線につくことを切望する次第である。 世界各國驚異の的となつてゐるのであるが、これを完全に使つて 國の青少年が限を帝國の前途に注ぎ、奮つて海軍に志願し海國男 兵がいより その威力を競揮するためには優秀なる日本青少年、即ち海軍志願 帝國海軍の軍艦や航空機は現代科學の粹を集めた精巧なもので ^必要である。思想堅實にして學力体力共に優れた全

は各兵種の職務の概要を知つて自分の性格・体格・學力等を考慮し 志願者はまづ自分の志願する兵種を定めねばならぬが、これに 海軍志願兵の兵種

一、水兵(一般水兵)

最も適する兵種を選ばぬばならぬ。

・シヤン

域に、或は濠洲水域は素より印度洋に東太平洋にアリユー

に、近くは太西洋上にまで軍艦旗の下に帝國の偉客を示してゐる

ことは既に諸君の知る處である。

レー沖に英國自慢の戰艦を擊沈し、爾後東印度諸島にソロモン海 ハワイ眞珠灣を奇襲して米國太平洋艦隊の大部分を潰滅し、又マ

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや、我が海軍は劈頭

 ∇

名譽ある海軍志願兵

少年水測兵 主なる役目=大砲、 水雷又は測的關係、 艦艇の 運用、 信號等

₹ 少年電信兵 主なる役目=敵の潜水艦又は軍艦の所在測定 (水兵)

をして世界第一の大海洋國たらしめ、我が國の發展は今後いよい

かくて今次大戦に於ける海軍の赫々たる戦果は我が大日本帝國

よ海洋を舞臺とすることによつて齎されることとなつたのである

しかもこの世界の海の護りは我が帝國海軍にあつて、

主なる役目 = 無線電信無線電話の取扱

四 少年飛行兵 (乙種飛行豫科練習生

今やこの廣

主なる役目 航空機の操縦及び機上諸作業

取 縣 公 報

豑 千三百八十六號 漠たる大海域は海軍部隊の果敢なる勇髯奮闘によつて空前の戰果

和十七年十一月二十日

(第三種 鄉便物認

ηſ

鳥取

縣

公

報

乓 整備兵

六、機關兵 主なる役目=航空機の機体、發動機及び兵器の整備取扱

t 工作兵(工作術「木具」練習生) 主なる役目=鍛冶、機械、仕上、板金、 主なる役目=汽罐、機械、電氣機械の取扱、機械工業 熔接、鑄造、木具工

尙試驗成績の外に學校の成績が加味せられるから、通信簿(學業證 少年水測兵、電信兵、工作兵、軍樂兵には別に適性試験がある。 整備し、志願兵種を第三志望位まで書いて提出されたい。

志願者は父兄の同意を得た上、至急市町村役場について書類を

 ∇

志願手續及び徴募檢査

學力試驗は數學、讀書、

(國民學校高等科修了程度)であつて

軍樂兵 業及び潜水作業に從事

へ

主なる役目=儀式禮式の爲、又は士氣を鼓舞する爲、その他 國際的交歡等の際樂を奏す

九 衞生兵

主なる役目=傷病兵の看護、調劑、手術の介助、病的檢査 工 ツクス線器械の取扱、防毒及び防疫諸作業

主なる役目=被服、糧食、需品其の他一切の經理事務、和洋

ব্

主計兵

食調理

「註」右の外甲種飛行豫科練習生がある。これは中學校第三學年 修了程度の學力あるものから選拔される。 したが、詳しくは中等學校又は市町村役場に就て知られた 大体は前號に記

明書)靑年學校手帳及び各種褒賞狀を有するものは檢査場に携帶 して黴募官に閲覧を受けること。 身体検査の規格は左表の通りで、年齢によつて差異がある。 肺 胸 胸 体 身 鄭 活 擴 量(立糎) 張 圍(糎) 重(旺) 長(糎) (糎) 以十 八 上年 11,000 一型・0 咒·0 **龙•0 ☆**0 未十 八 滿年 11,000 三类•0 大:0 型•0 五五 未十 石 猫年 ₹<u>7</u> 三五0 44.0 四年•0 玉 未十六 滿年 二、六00 . • 0 10.0 玉 未十 五 瀬年 二、 第00 第 0•小河 古 **兲 ≆**.

握力 視 左 右 各(旺) 力 各眼視力 ₹.0 六。 ö Žų. 但し飛行兵は一・二 =:0 10.0

豫

入日四 年。年

未以入

滿上月

至昭和 四年 四月

田田

の出 者生

軍

樂

兵

二十 十六 年年 未以

满上

至昭和 二年十二月二日自大正十二年十二月三日

の出 者生

00249

備 考

 \bigcirc 視力は左の範圍迄は合格する

る時は進んで應じ、且つ身体の鍛錬に心懸け、身体に悪い所はな

尚志願者は市町村又は學校等で豫備檢査·豫備教育等が行ほれ

いかよく注意し、出來れば學校醫等の檢査を受けて輕い病氣は治

して置くやうにしたいものである。

(1)少年電信兵、軍樂兵、衞生兵、主計兵志願者は各眼視力 〇・六以上矯正視力一・〇以上

(2)

矯正視カー・O以上で且裸眼の兩眼視カー・O以上 一般水兵、整備兵、機關兵、工作兵は各限視力〇・入以上

志願兵の年齢は兵種により定められてゐて、左表の通りである =身長は水兵、整備兵、機關兵、工作兵、衞生兵、主計兵 は身體强健の場合に限り一五一・○糎迄は合格する

兵 種 二十一年未滿 十五年以上 年 九日四年 未以八 齡 滿上月 至昭和 自大正十一年十二月三日) 至昭和 四年 四月一日自大正十三年十二月三日 (昭和十八年度入團隊志願者) 三年十二月二日 の出 者生 の出 者生

> 青少年義勇軍 指 導 員 募 集

指導員を募集するものである。 青少年義勇軍の方は中隊長・教學・農事・畜産・教練・庶務・經理の各 することゝなつたが、開拓團の方は團長及び畜産・經理・農事・警備 拓務省では滿洲開拓團並に滿蒙開拓青少年義勇軍指導員を募集

滿洲開拓團指導員募集要項

する者で、團長は開拓團の中核的人物となり有る者、農事指導員 は農事技能者、 應募資格は中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の學力を有 **畜産指導員は日本又は滿洲國獸醫法に依る有資格**

昭和十七年十一月二十日

鳯

取

縣

公

報

第千三百八十六號

九

(第三種郵便物認可)

の知識の經驗ある者であつて、徵兵檢査終了者で五十五歳以下の 者、警備指導員は陸軍兵科軍曹以上の者、經理指導員は會計事務

軍省に何れも十二月末日までに提出するのである。 寫眞各一通を縣へ、警備指導員のみは所轄聯隊區司令部を經て陸 應募者は願書・履歷書・身許證明書・戸籍抄本・最近撮影の手札型

は拓務省係官、聯隊區司令部員及び縣係官と共に詮衡の上假採用 候補者を決定して拓務省に推撃し、又警備指導員應募者に對して 而して團長・農事・畜産の各應募者に對しては縣に於て詮衡の上

として扶養家族一人に付き月額三圓が支給せられることになつて 百三十圓を支給せられる。 練中は月四十圓乃至百圓を、 **尙ほ訓練終了後は月百圓乃至三百圓の本俸の外に臨時家族手當** 渡滿の際は旅費及び支度料として二

訓練所を通じて概ね一ケ年の訓練を受けることになつてゐて、訓

假採用者は茨城縣滿蒙開拓幹部訓練所及びハルピン開拓指導員

の學力を有する者で、 應募資格は一般と特別の二つになつてゐて、 青少年義勇軍指導員募集要項 中隊長は統率能力の「る者、其の他の指導 一般應募者は前項

> 員はそれん〜青少年教育に、農事に、庶務に、經理に實際の經驗 生にして學校長から推薦せられた者である。 特別應募者は高等學校及び專門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業 瞼を有する何れも二十五歳以上四十歳までの者となつてゐる。又 科下士官(兵長を含む)以上であつて、成るべく青少年訓練に經 を有する者、畜産指導員は前項の有資格者、教練指導員は陸軍兵

月二十日までに提出するのである。 別應募者は學校長の推薦を經て同樣書類を拓務大臣に何れも十二 應募者は同樣書類を所轄聯隊區司令部に提出するのであるが、特 身体檢查證、最終學校長の成績證明書各一通を縣に、教練指導員 應募手續は教練指導員應募者を除いて前項の書類の外に醫師の

練終了後は義勇隊訓練本部職員として採用せられる。 採用者は前項と同様内地と現地に於て一ヶ年の訓練を受け、 訓

第である。 子手當を妻月十圓、二十一歳未滿の子供に對し一人當月五圓宛支 つて定められるが、在勤手當として本俸の十割乃至十五割を、妻 として百七十圓乃至二百三十圓を支給せられる。本俸は履歷に依 給せられることになつてゐる。多數應集せられるやう切望する次 尙ほ訓練中は月四十圓乃至百圓を、渡滿の際は旅費及び支度料

本縣 の 農業增產報國推進隊

理解、農業增産技術の向上等に付て東條總理大臣を初め關係各大

訓練中現下國情の認識、皇國農民精神の私立、農林政策の

而して

臣其の他の訓話、加藤訓練本部長の「皇國農民精神」谷萩大本營

00251

内原で一 ケ月訓練

陸軍報道部長の「大東亞戰爭と陸軍」、

平出大本營報道部課長の

せしめ、こゝで全國府縣の推進隊と共に約一ケ月間の集團訓練を を以て「昭和十七年度鳥取縣農業增產報國推進隊」を編成し、十 目標の下に、縣では年齡二十五歳以上四十五歳以下の男子三百名 挺身邁進する氣魄を振起し、農業報國運動展開の中核たらしめる 下に於ける食糧増産確保と皇國農村確立のため、萬難を克服して るを理解せしめ、 行はしめることゝなつた。 二月中旬頃茨城縣內原にある滿蒙開拓靑少年義勇軍訓練所に入所 現下內外の情勢こ鑑み、農村中堅人物に對し時局の益々重大な 彌々皇國農民たるの信念を昻揚し、以て長期戰

十名)の第五小隊から成つてゐて、武道、作業、訓話及び講話、 教練、座談研究會、体驗發表、見學其の他の訓練を行ふことにな 第三小隊、東伯郡(六十名)第四小隊、米子市(十名)西伯郡(五 **入頭郡(六十名)第二小隊、鳥取市(十名)氣髙郡(五十名)が** 本推進隊は岩美郡(三十名)日野郡(三十名)を第一小隊とし

> \bigcirc 週報・寫眞週報揭載內容

識を獲得し、農村中堅人物として戰時下食糧増産に挺身せんとす

「大東亞戰爭と海軍」其の他二十數氏の講話を聽取して凡ゆる知

るものである。

0 0 戦時陸運の非常體制 新たなる決意の秋

0 國民健康保險擴充運動と郵便年金普及强調運動

0 新・穀・感・謝

0 第二戰線のその後

0

十二月の常會の頁

大東亞戰爭一周年を迎へるについて

「賴母しい隣組生活」 例當選發表

寫眞週報

原地人も協力して着々進む南方の建設工作

第千三百八十六號

昭和十七年十一月二十日

(第三種郵便物認可)

息 取

縣

公報

O 0 0 マニラ ラング 昭南驛にゴムの洪水 1 の國民學校 ン朗景―南方現地雜觀

0 スマトラの黎明―陸軍報道班負現地報告 0

サイゴンの日本語講習

〇 落葉から堆肥を一岐阜縣

0 山羊のお乳を赤ちやんへ―東京府

0 働く母を護りませら―東京第一陸軍造兵廠

0 すべては勝利のために(海外通信)ドイツ

岩手縣宮古市長取扱ニ係ル左記行旅死亡人ニ付心當リノ向ハ直接宮古市長宛照會相成度 コリナシ 「一、本籍、住所、氏名、不詳」、推定年齢 三十歳前後 体格人相不明(但シ首及兩腕へ肘ョリ兩足へ膝四、相 貌 体格人相不明(但シ首及兩腕へ肘ョリ兩足へ膝三、推定年齢 三十歳前後 六、死 亡 別 本格人相不明(但シ首及兩腕へ肘ョリ兩足へ膝宮古市長宛照會相成度

場ニ假埋葬ニ附シタリア海上ノ箇所ニ漂流セルヲ發見當市ニ於テ公葬の海上ノ箇所ニ漂流セルヲ發見當市ニ於テ公葬の和十七年九月十日午前十一時頃宮古沖十七浬

昭和十七年十一月二十日發行昭和十七年十一月二十日印刷

\bigcirc 行 旅 亡

北海道室廟市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當

ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、性別、年齡 一、本籍、住所、 身分、職業、氏名、不詳 男子推定年齡三十歲位

一、相貌、特徴 顔貌ハ糜爛甚シキ爲人相特徴等ノ識別不能ナ

ルモ身長ハ五尺四寸位ニシテ膾衣中作業服ニ

着衣及所持金品 井印新谷漁業部ト赤糸ニテ刺繡マー クアリ

_

枚、一、メリヤスシヤツ三枚、一、 キー帽子一ケ、一、ネル首卷一本、 一、作業服上衣二枚、一、コットン 一丶メリ ラシヤス シヤツ二

業ズポン一枚、一、皮帶一本

ヤス「ズポン下」一枚、一、猿又一枚、

_

77 、死体發見ノ場所、死亡年月日 六ヶ月餘ヲ經過セルモノト推定ス

六間距ル箇所ニ漂流セルヲ酸見セルモノ 中島町日鐵埠頭丁程種岸壁知利別川尻ヨリ

ナリ

 $\vec{\ }$

埋葬年月日

昭和十七年八月十二日

室繭市東町イタンキ共同墓地

极

`

取

行 取 縣 鳥 取 市 取 東 町

者 鳥

發

刷 所 鳥 取 刑息取縣氣高郡大正村大字古海 務

印

支 肵